

福岡市「認知症コーディネーター(仮称)モデル事業」運營業務委託 提案競技実施要領

この要領は、福岡市「認知症コーディネーター(仮称)モデル事業」運營業務委託の契約相手方を選定するための提案競技について、必要な事項を定めるものである。

1 提案競技の概要

- (1)委託件名 福岡市「認知症コーディネーター(仮称)モデル事業」運營業務委託
- (2)契約期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (3)業務概要 別紙1「福岡市「認知症コーディネーター(仮称)モデル事業」運營業務委託仕様書(案)」のとおりに
- (4)提案内容 別紙2「企画提案書作成要領」のとおりに
- (5)選考方法 提案競技参加者による提案内容を踏まえ、選考委員会による審査を経て選考を行う。

2 業務目的

本業務は、認知症コーディネーターとしてモデル活動に従事する者に必要な研修カリキュラム及び教材を作成し、当該カリキュラムを用いた養成を行うとともに、養成した者による専門職等への後方支援並びに認知症の人・家族への伴走支援(必要な支援先への接続・フォローを含む)をモデル的に実施するものである。

あわせて、各活動の実施状況、効果、業務量、運営上の課題、支援を通じて把握したニーズ、その充足状況、充足されなかったニーズ等を記録・整理し、市が令和 9 年度以降の事業のあり方を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

3 提案限度額

20,000,000 円(消費税および地方消費税相当額を含む。)

※見積書が上限額を超える場合は、失格とする。

4 スケジュール

- | | | |
|-----|-----------------|------------------------|
| (1) | 募集開始 | 令和8年 9 月 29 日(火) |
| (2) | 質問書締切 | 令和8年 10 月 7 日(水) 13 時 |
| (3) | 質問への回答 | 令和8年 10 月 9 日(金)予定 |
| (4) | 参加申込締切 | 令和8年 10 月 15 日(木) 17 時 |
| (5) | 企画提案書締切(辞退届締切) | 令和8年 10 月 22 日(木) 17 時 |
| (6) | 一次審査(書類審査)結果通知 | 令和8年 10 月 26 日(月)予定 |
| (7) | 二次審査(プレゼンテーション) | 令和8年 10 月 28 日(水) |
| (8) | 最優秀提案者決定・公表 | 令和8年 10 月 29 日(木)以降 |

5 参加資格

次の各号に掲げる資格(以下「参加資格」という。)を有する者でなければ、この提案競技に参加することができないものとする。

- (1)法人格を有する団体であること。
- (2)日本国内に本店、または支店・営業所等を有していること。
- (3)地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (4)この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (5)この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (6)市町村税を滞納していない者であること。
- (7)消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8)会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (9)福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (10)複数の事業者で構成する共同企業体(以下「JV」という。)として参加する場合は、すべての構成員が上記(1)～(9)のすべてを満たし、本提案競技への単独または他の提案事業者との共同提案を行っていないこと。

※なお、最優秀提案者に選考された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約しないことがある。

6 質疑

提案競技に参加するにあたり質問がある場合は、質問書(様式第1号)を提出すること。

電話による質問には一切応じないものとする。

(1)提出期限

令和8年10月7日(水) 13時

(2)提出先・提出方法

「13 事務局」のメールアドレスへ提出すること。また、質問書を提出した旨を速やかに事務局へ電話連絡すること。

質問に対する回答は令和8年10月9日(金)(予定)に福岡市ホームページに掲載する。

7 参加申込

(1)提出書類

以下の書類のうち、③から⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること(③～⑤については、契約締結日までに提出することも可とする)。

① 提案競技参加申込書(様式第2号)

② 会社概要(事業概要がわかるパンフレット等も可)

③ 登記事項証明書

注)法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

④ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1)福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2)上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1)本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2)証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑥ 委任状(様式第2-2号)

注)この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式第2-2号により委任状を作成して提出すること。

⑦ 誓約書(様式第2-3号)

注)様式第2-3号に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧ 役員名簿(様式第2-4号)

注1)様式第2-4号に、代表者及び役員(⑥の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。

注2)この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3)役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協同組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注)直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書の写しを提出すること。

⑩ 提出書類の省略について(様式第2-5号)

「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登録されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、③～⑨の代わりに様式第2-5号を提出すること。この場合、有資格者名簿に記載されている業者番号を必ず記載すること。

⑪ 共同提案者構成表(様式第2-6号)

JVで申し込むなど、複数の者で共同提案を行う場合のみ様式第2-6号を提出すること。この場合、代表提案者を決定し、「共同事業体構成団体一覧」と「共同事業体協定書」を作成すること(書式は自由)。

なお、共同提案者は、上記提出書類を準備し、代表提案者が書類をとりまとめて提出すること。

(2)提出期限

令和8年10月15日(木) 17時まで

(3)提出先・提出方法

(1)に示す提出書類は、「13 事務局」へ持参、郵送、メールのいずれかの方法で提出すること。

※持参の場合は、土日祝日を除く午前9時30分から午後5時の間に提出すること。

※郵送の場合は、書留郵便とし、期限までに到着するよう送付すること。

※メールの場合は、受信時刻をもって受領時刻とする。また提出の際、電話で事務局に到達確認を行うこと。

8 提出資料等

(1)提出資料

① 企画提案書

※別紙2「企画提案書作成要領」を参照し作成すること。

② 見積書(消費税相当額を含む)

※履行期間内に実施する提案内容の一切の金額を含んだ額を記載し、経費の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

※提案金額が提案限度額を超える場合は失格とする。

※見積書について、正本のみ提案事業者名(企業名・団体名)を記載し、副本には記載しないこと。

③ 同種または類似業務の実績表(様式第3号)

(2)提出期限

令和8年 10 月 22 日(木) 17 時まで

(3)提出部数

①原本:正本1部、副本5部

②電子データ:正本、副本各1ファイル

※電子データのファイル形式は PDF とする。

※電子データのサイズが 10MB を超える、もしくは数が 10 を超える場合は、メールを複数回に分けて送付する、または転送サービス等を利用し提出すること。

(4)提出先・提出方法

(1)に示す提出資料は、原本は「13 事務局」へ持参又は郵送するとともに、電子データは事務局のメールアドレスへ提出すること。

※持参の場合は、土日祝日を除く午前9時 30 分から午後5時の間に提出すること。

※郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するよう送付すること。

※電子データは zip ファイルにとりまとめ、zip ファイル名は「(提出年月日(西暦))_(提案事業者名)参加申込書等」、各ファイル名は「(提案事業者名)_(提出書類名)」とし、送信後事務局へ電話連絡すること。

9 選考に関する事項

(1)一次審査(書類審査)

提案者が5者を超える場合、提出書類をもとに書類審査を行い、二次審査(プレゼンテーション)参加対象者を5者程度に選抜することがある。

書類審査終了後は、審査結果について令和8年 10 月 26 日(月)までに、全提案者へ通知を行う。

(2)二次審査(プレゼンテーション)

提案書の提出があった者を対象に、プレゼンテーション及び質疑を個別に実施する。なお、詳細な時間や場所等については参加者に別途連絡する。

① 日 時 令和8年 10 月 28 日(水)

② 場 所 オンライン(「Microsoft Teams」上の Web 会議)

③ 入室人数 3人以内

④ 時 間 約 20 分(説明 10 分、質疑 10 分)

説明時間を過ぎた場合は、途中でであっても打ち切る。

- ⑤ 内容提案 説明のあと選考委員及び事務局からの質問に対して口頭で回答すること。

当日の追加資料等の配付及び使用は認めない。

- ⑥ その他 プレゼンテーションは、提出された企画提案書をもとに行うこと。

参加事業者側で必要な機材等(PC やインターネット環境等)を準備すること。

(3)選考方法

「福岡市「認知症コーディネーター(仮称)モデル事業」運営業務委託事業候補者選考委員会」において、提案書、見積書及び提案説明の内容を踏まえて、別紙3「提案競技評価項目及び配点」に示す評価項目及び配点に基づき採点し、最も得点(以下「評価得点」という。)の高かった者を最優秀提案者とする。

ただし、選考委員会の平均評価得点が基準点(満点の6割・60点)に満たない場合は、最高得点者であっても最優秀提案者とならない。また基準点を満たす最高得点者が複数の場合は、委員会で協議の上、最優秀提案者を決定する。

なお、参加事業者が1者であった場合において、選考委員会の平均評価得点が基準点以上であれば最優秀提案者とすることができるものとする。

(4)選考結果の通知

選考結果は令和8年10月29日(木)以降に電子メール等で担当者に通知するとともに、市のホームページにおいて公表する。なお、選考結果に関する異議・質問等については、一切受け付けない。

10 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、審査委員等に対する不正な行為が認められた場合、または、事業推進に必要な手続きを行わない場合は失格とする。

11 契約

最優秀提案者を契約相手方候補者として、最終的な仕様等の協議を行い、業務委託契約手続きを行う。

なお、契約締結に至らなかった場合は、最優秀提案者の次に評価得点が高かった者を契約相手方候補者として同様に手続きを進める。

本業務委託の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、福岡市契約事務規則第25条に該当する場合は、契約保証金を免除することがある。

12 注意事項

- (1)本業務委託の受注者は、業務履行が良好であると認められた場合、令和9年度に同種業務を実施

することとなったときは、福岡市議会における予算の議決を条件とした上で、当該業務について契約相手方となることがある。

(2)参加申込後に提案競技の参加を辞退する場合は、令和8年10月22日(木)17時までに参加辞退届(様式第4号)を提出すること。

(3)提案に係る諸費用はすべて提案者の負担とする。

(4)提出書類は提案競技の事務に必要な範囲で複製することがある。

13 事務局

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所 12 階

福岡市福祉局ユマニチュード推進部事業推進担当（担当:吉野、河野）

電話:092-707-2157 FAX:092-733-5587

メール:jjgyosuishin.PWB@city.fukuoka.lg.jp